

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名 中央工学校	設置認可年月日 平成25年4月1日	校長名 松田 正之	所在地 〒 114-8543 (住所) 東京都北区王子本町一丁目26番17号 (電話) 03-3906-1211																															
設置者名 学校法人 中央工学校	設立認可年月日 昭和39年3月27日	代表者名 矢代 吉榮	所在地 〒 114-8543 (住所) 東京都北区王子本町一丁目26番17号 (電話) 03-3906-1211																															
分野 工業	認定課程名 工業専門課程	認定学科名 土木測量科	専門士認定年度 平成 7(1995)年度	高度専門士認定年度 -	職業実践専門課程認定年度 -																													
学科の目的	土木、測量の建設事業に従事しようとする者として必要な知識・技術を習得させるとともに、将来1級土木施工管理技士・測量士・技術士としての技術、技能及び専門知識を習得させる。また、技術者として必要な責任感・協調性・危機管理などの技術者倫理を兼ね備えた土木技術者の育成する。																																	
学科の特徴(取得可能な資格、中途率等)	『国家資格・検定/民間検定等』 測量士補 『中途退学者』 中途退学者数 0名(0%)																																	
修業年限 2 年	昼夜 夜間	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 ※単位時間、単位いずれかに記入 1,730 単位時間	講義 1,046 単位時間	演習 0 単位時間	実習 604 単位時間	実験 80 単位時間	実技 72 単位時間																											
生徒総定員 80 人	生徒実員(A) 10 人	留学生数(生徒実員の内数)(B) 0 人	留学生割合(B/A) 0 %																															
就職等の状況	<p>■卒業者数(C) : 10 人</p> <p>■就職希望者数(D) : 10 人</p> <p>■就職者数(E) : 10 人</p> <p>■地元就職者数(F) : 7 人</p> <p>■就職率(E/D) : 100 %</p> <p>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 70 %</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 %</p> <p>■進学者数 : 0 人</p> <p>■その他</p> <p>関連分野のアルバイト数 : 0 人 関連分野以外の就職者数: 0 人</p> <p>(令和 5 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 双葉航測(株)、野口建設(株)、(株)協立コンサルタント、(株)中野技術</p>																																	
第三者による 学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体 : 受審年月 : 評価結果を掲載したホームページURL</p>																																	
当該学科の ホームページ URL	URL: www.chuoko.ac.jp URL: www.chuoko.ac.jp/architecture-course-design.html																																	
企業等と連携した 実習等の実施状況 (A、Bいずれかに記入)	<p>(A : 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>1,730 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>148 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>1,730 単位時間</td></tr> <tr><td> うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>148 単位時間</td></tr> <tr><td> うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> <p>(B : 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td> うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td> うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>						総授業時数	1,730 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	148 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	1,730 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	148 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	1,730 単位時間																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	148 単位時間																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																	
うち必修授業時数	1,730 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	148 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																	
総授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																	
うち必修授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																	
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>3 人</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>2 人</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>2 人</td></tr> <tr><td>計</td><td>7 人</td></tr> <tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>5 人</td></tr> </table>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3 人	② 学士の学位を有する者 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	2 人	計	7 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	5 人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3 人																																	
② 学士の学位を有する者 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																																	
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																	
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	2 人																																	
計	7 人																																	
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	5 人																																	

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専門学校の目的は「職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教育の向上を図ることにある。本校は明治42年の設立以来一貫して工業技術教育を行う専門学校として、技術者の育成を行っているが、広く社会の要請に応じた組織的な教育を行うためには、企業等との連携は欠かせない。専門課程の教育内容に適した企業との連携により、実践的な職業教育水準の維持向上に努める。特に教科構成や実習・演習の実施、教員研修について、企業等の意見を反映させるように取り組む。」

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

*教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

上記基本方針に則り、校長の下に教育課程編成委員会を置き、全学科の教科構成等、実務における重要事項が該当する学科のカリ学科のカリキュラムに反映されているかを確認する。

指摘を受けた内容について、各教育系WGにて詳細検討を行い、改善項目を校長に報告する。校長は教育課程編成委員会委員にその旨を伝達する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
松田 正之 (委員長)	中央工学校 校長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	—
土田 俊行 (副委員長)	中央工学校 教務部長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	—
米良 力 (土木・測量分野学外委員)	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センター 校長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	①
小林 徹 (造園分野学外委員)	埼玉県造景複合技能士会 会長	令和6年4月1日～令和7年3月 31日(1年)	①
吉田 照司 (機械・CAD分野学外委員)	川口機械工業協同組合 理事	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	①
加藤 道雄 (土木建設科学外委員)	株式会社シーエスエンジニアズ 理事	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
田代 友幸 (土木測量科学外委員)	中原建設株式会社 総務人事グループゼネラルマネージャー	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
荻原 高志 (造園デザイン科学外委員)	株式会社樂月園 代表取締役	令和6年4月1日～令和7年3月 31日(1年)	③
磯 政幸 (3DCAD設計科学外委員)	川口機械工業協同組合 理事	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
大古 敦子 (工業第二教員室 学内委員)	中央工学校 工業第二教員室 主任	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	—
川西 浩 (工業第二教員室 学内委員)	中央工学校 工業第二教員室 教員	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	—
若泉 栄 (事務局)	中央工学校 教務課長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	—

*委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年7月5日 16:00～18:00

第2回 令和5年12月6日 16:00～18:00

第1回 令和6年7月3日 16:00～18:00(予定)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

[指摘事項]

- ・情報処理授業について
- ・科目構成について
- ・夜間学生の出席状況について
- ・実験室の現状について

[結果]

・測量士補資格取得の要件でもある事から、今後も継続していく。しかし、科目の検討ができるところは今後の検討課題としている。

・土木科、測量科を統合し土木測量科を新設。その際、土木科主体で科目構成をしたが、土地家屋調査士を目指す学生が多数おり、科目編成を見直した。現在は隔週授業を実施しているが、今後は毎週授業を予定している。その状況を確認してから検討する。

・現在は企業から学校への進学を進める事が多い事から出席状況は良好である。測量士補等の資格取得や学則にいかせない事から、継続的に指導していく。

・第1回目のWGで指摘事項になっていた実験室の整備状況について、今回のWGを実施する前に田代委員に実験室の状況を確認して頂いた。その結果、環境の整備が必要である事。実験器具の一部導入をする事が検討事項として上がっている。今後は授業担当者と相談しながら、環境整備や実験器具の整備について検討する事とした。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習・演習等は専門学校教育の根幹をなす重要なものである。よって、常に最新の技術を指導する必要があり、そのためには学校と企業等が密接に連携した体制を築き、より実践的な職業教育となるように努める。

連携を行う企業とは、職業教育協定書(教育事業受託契約書)を取り交わし、契約の趣旨に則り実践的な職業教育を行うものとする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

上記基本方針に則り、次の項目について連携を行う。
①カリキュラムの作成 ②講義及び実習の実施 ③講義・実習教材の作成 ④成績評価及び進級審議等に関する助言 ⑤その他の実習運営上に必要となる事項

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
応用測量実習	「公共測量作業規程の準則」の応用測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができ、路線・河川・用地測量等業務の工程を実践することができるようになる。企業の講師の指導により必要とされる技術の習得と応用力を学ぶ。	株式会社セリオス
卒業設計	構造力学、鉄筋コンクリート工学等の専門基礎科目と土木構造物の具体的な関連性を理解させ、設計計算と設計図面との関連を他の構造物についても応用できるようになる。また、CAD操作での設計図面作成ができるようになる。企業の講師の指導により、より実践的な授業を行う。	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教員研修規程 第1条にて、「教育職にある者の研修について定め、教育職として高度な専門能力の修得と資質の向上に資することにより、本校の教育水準の向上に寄与することを目的とする。」としている。

また、第5条にて、「教員は各自が担当する授業の専門分野に応じ、企業との連携の上で、高度化、多様化する理論及び新技術等について研修に努めなければならない」と定めている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 「土地家屋調査士試験における計算問題の出題傾向分析
と問題集の作成」 連携企業等： 土地家屋調査士小田武美事務所

期間： 令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日) 対象： 授業担当者

内容 問21に関する出題傾向や解答までの最短の計算方法を分析し、電卓計算過去問題集を作成する。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 「標準貫入試験の試験方法とボーリングマシンの操作について知識を深める」 連携企業等： 東邦地下工機株式会社

期間： 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月) 対象： 授業担当者

内容 標準貫入試験の歴史や試験方法及び試験データの活用方法について理解を深める。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 「合材品質試験研修」 連携企業等： 東瀬青建設株式会社

期間： 令和6年6月26日(水)～令和6年9月30日(月) 対象： 授業担当者

内容 合材の品質検査や製造された合材の分析及び各種アスファルト試験を実施し、品質管理を行い、合材についての知識を深める。

研修名： 「教員教職課程研修会」 連携企業等： (公社)東京都専修学校各種学校協会

期間： 令和6年6月14日(金)～令和6年11月15日(金) 対象： 助手

内容 専門学校における職業教育、専門学校の制度、教職員論、専門学校の社会的位置づけ及び教育指導技術について

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学生が質の高い実践的な職業教育を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指すため、中央工学校運営指針に則り自己評価を実施する。実践的な職業教育を目的とした、自らの教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目標を設定し、その達成の適切さ等について評価を行うことが目的となる。また、卒業生・企業・業界団体等の学校関係者を選任し、自己評価結果についての改善に向けた専門的な助言を受け、組織的・継続的な改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①教育理念・目的・人材育成像は定められているか ②学校における職業教育の特色はあるか ③社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④教育目標・人材育成像・特色・将来構想などが、学生・保護者・関係業界等に周知されているか ⑤教育目標・人材育成像・特色は、業界のニーズに対応している
(2)学校運営	①目的等に沿った運営方針が策定されているか ②運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③各規程等は整備されているか ④地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑤教育活動に対する情報公開が適切になされているか ⑥情報システム化等により業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	①教育理念に沿った教育課程の編成・実施方針が策定されているか ②各学科のカリキュラムは体系的に編成されているか ③授業評価の実施体制はあるか ④関連分野の企業等の連携により、カリキュラムの編成・見直し等が行われているか ⑤成績評価及び進級・卒業判定の基準は明確になっているか ⑥教員資質向上の為の研修が行われているか
(4)学修成果	①就職率の向上が図られているか ②資格取得率の向上が図られているか ③卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5)学生支援	①進路に関する支援体制は整備されているか ②学生相談に関する体制は整備されているか ③学生に対する経済的な支援体制は整備されているか ④学生の健康管理を担う組織体制は整備されているか ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか ⑥保護者と適切に連携しているか
(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に充分対応できるよう整備されているか ②実習施設・インターンシップ等について充分整備されているか ③防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受け入れ募集	①学生募集活動は適正に行われているか ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ③学納金は妥当なものになっているか
(8)財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものになっているか ③財務について会計監査が適性に行われているか ④財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ②個人情報に關し、その保護の為の対策がとられているか ③自己評価の実施と問題点の改善を行っているか ④自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ②学生のボランティア活動を奨励しているか ③地域に対する公開講座・教育訓練の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	①留学生の受け入れについて戦略を持って行っているか ②留学生の受け入れ・在籍管理等について適切な手続きがとられているか ③留学生の学習支援について適切な体制が整備されているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学生が質の高い実践的な職業教育を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指すため、中央工学校運営指針に則り自己評価を実施する。

実践的な職業教育を目的とした、自らの教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成の適切さ等について評価を行うことが目的となる。

また、卒業生・企業・業界団体等の学校関係者を選任し、自己評価結果についての改善に向けた専門的な助言を受け、組織的・継続的な改善を図る。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
石沢 健樹	横河東亞工業株式会社	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
篠原 英次	大和原工事株式会社	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
渡邊 幸広	信和測量株式会社	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
水野 昭洋	株式会社テイル	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
脊板 幸子	株式会社五十嵐商会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
小栗 孝康	中央工学校 同窓会 相談役	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生
小林 克哉	東京都立高等学校 副校長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	教育関係者
井上 幸子	保護者	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	保護者
鈴木 健一	岸町一丁目町会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://chuoko.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和6年7月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校には平成19年10月に発足した中央工学校人材育成後援会がある。主要行事として定例役員会(9月)・定例総会(10月)・新年講演会(1月)が行われるが、その際校長から学校概要・運営指針等を報告し、実務教育及び教員研修における連携について依頼する。

また、各学期の節目となる時期を定め、各教育系による分科会を行い、関連する企業等及び外部講師への情報公開を行い、意見聴取と必要な改善を行う。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①建学の目的 ②基本的運営方針 ③重点管理指針
(2)各学科等の教育	①具体的方策 ②各学科の重点管理項目 ③外部に対する情報公開
(3)教職員	①教員資質の向上のため教員研修の充実 ・新入職員研修 ・中堅教職員研修 ・教員研修 ・留学生指導勉強会 ・教職課程研修会 ・校外研修
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①実技・実習を中心とした職業教育への取り組み ②総合建設実習、総合測量実習による屋外実習 ③企業等と連携した校内実習
(5)様々な教育活動・教育環境	①学生満足度の向上 ・卒業生アンケート ・学生による授業評価 ・成績概況 ②資格取得支援 ③外部に対する情報公開
(6)学生の生活支援	①飛鳥祭・新入生歓迎イベントを中心とした楽しい学校づくり ②クラブ・同好会運営委員会によるクラブ活動 ③指導主事を中心とした生活指導 ④進学を含んだ適正な進路指導
(7)学生納付金・修学支援	募集要項・パンフレット・ホームページにて公開
(8)学校の財務	ホームページにて公開
(9)学校評価	①自己評価書・公表 ②学校関係者評価・公表
(10)国際連携の状況	
(11)その他	①保護者との連携 ②専門学校との連携 ③教育機関との連携 ④防災対策の整備 ⑤個人情報の保護

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://chuoko.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和6年7月1日

授業科目等の概要

(工業専門課程 土木測量科)					配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携			
分類		授業科目名	授業科目概要					講義	演習	実験・実習・実技						
必修	選択必修		自由選択	授業科目概要				講義	演習	実験・実習・実技						
1	○	数学		測量に必要な数学の基礎能力と応用能力を習得することを目的とする。測量に必要な基本的な数式・公式を理解し、数学の基礎能力と応用能力を習得することを目標とする。	1 通	120	-	○		○			○			
2	○	情報処理		昨今の情報技術における著しい変化とその利用について知る。 また、Microsoft Office のWord、Excel、PowerPoint の基本的な内容を学習する。	1 前	20	-	○		○			○			
3	○	合宿研修		合宿研修を通して、集団規律の重要性を認識し、時間厳守・整理整頓を心がけるとともに、協調性を重んずる心構えと態度を養う事ができる。	1 年	(36)	-			○	○	○				
4	○	法規		法の意義、用語、条文解釈を理解し法の正しい概念を習得することができる。また、測量計画、測量実施についての手続きと、その運用方法についての基本的事項を理解することができる。そして、測量関係諸法令の意義とその内容を理解し、関係法規についての知識と運用能力を習得することにより、測量法に関する現実の諸問題を合理的に処理できるようになる。	2 後	36	-	○		○			○			
5	○	測量学概論		測量業界に従事する者として必要な知識・技術を習得させることを目指し測量に関する各科目の基本的な事項を確実に習得させると共に、規律、協調、責任、安全、能率等の総合的な対応能力の教育訓練を目的とする。この科目は、専門科目の各論の導入部として、測量の基礎、基準点から地図の調整及び編集までの概論を習得する並びに測量の歴史、地球の形状及び世界標準、基準の知識を習得することを目標とする。	1 前	45	-				○		○			
6	○	基準点測量		基準点測量の原理原則を習得させ、将来、測量の有資格者として作業規程の準則の内容を理解し、それに適合した測量作業ができる目標とする。 「公共測量作業規程の準則」のGNSS測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。GNSS測量の観測計画から計算結果の整理まで、一連の処理ができるようになる。	1 通	120	-	○		○		○				
7	○	水準測量		水準測量の原理原則を習得させ、将来、測量の有資格者として作業規程の準則の内容を理解し、それに適合した測量作業ができる目標とする。	1 後	36	-	○		○		○				

8	○		地形測量	「公共測量作業規程の準則」の地形測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。 数値地形測量の原理と測量法について、実習科目と共に理解することによって、計画、選点、観測、成果まとめまで一連の作業ができるようになる。	2 前	64	-	○		○	○	
9	○		写真測量	「公共測量作業規程の準則」の写真測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。 アナログ写真測量並びにデジタル写真測量について指導し、写真測量の各作業工程を理解することができる。	2 通	76	-	○		○	○	
10	○		地図編集	「公共測量作業規程の準則」の地図編集に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。 地図一般の知識を習得し、地図の図式や利用法、地形表現、地図投影における各種図法など、地図の基礎を習得できる。	1 後	45	-	○		○	○	
11	○		応用測量	「公共測量作業規程の準則」の応用測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができ、路線・河川・用地測量等業務の工程を実践することができるようになる。	2 通	76	-	○		○	○	
12	○		情報処理実習	コンピュータとアプリケーションソフト(Word・Excel・PowerPoint)の基礎知識を学び、実習と連動して学ぶことにより、測量計算の基本的な計算(方向角の計算や辺長計算等)をExcelで使用できるようになる。また、Wordを使用して書類を作成することができるようになる。	1 前	39	-		○	○	○	
13	○		基準点測量実習	「公共測量作業規程の準則」の基準点測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。実務に即した作業を通して、トータルステーションの取扱法、整準、致心、視準、読定、記帳などについて学習させ、測量成果を得るまでの一連の工程を体得できる。「公共測量作業規程の準則」のGNSS測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。	1 前	125	-		○	○	○	
14	○		水準測量実習	「公共測量作業規程の準則」の水準測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養成する。 レベル及び標尺の取扱法、点検調整、整準、視準、読定、記帳等の基本的内容や平均計算等、標準的な公共測量作業規程の準則に準じた成果を得られるようになる。	1 後	32	-		○	○	○	
15	○		地形測量実習	「公共測量作業規程の準則」の地形測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。 数値地形測量の原理と測量法について、実習科目と共に理解することによって、計画、選点、観測、成果まとめまで一連の作業ができるようになる。	2 後	69	-		○	○	○	

16	○			写真測量実習	「公共測量作業規程の準則」の写真測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。空中写真的肉眼実体視を習熟させるとともに、国土基本図式に基づいた現地調査を実施した上で、図化素図、編集素図、地形図原図、数値地形図の作成を通して、一連の処理内容ができるようになる。	2 後	60	-			○	○	○	
17	○			地図編集実習	「公共測量作業規程の準則」の地図編集に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができる。 地図一般の知識を習得し、鉛筆等による製図の技術、地図投影における各種図法など、製図の基礎を習得できる。	1 後	45	-			○	○		○
18	○			応用測量実習	「公共測量作業規程の準則」の応用測量に関する部分を理解し、実践できる能力を養うことができ、路線・河川・用地測量等業務の工程を実践することができるようになる。	2 通	76	-			○	○	○	○
19	○			構造力学	土木の設計・施工に必要な、地盤工学の基本的な知識を習得させる。土に対する基本的なイメージを持ち、設計・施工に対応できるようにする。	1 前	40	-	○			○		○
20	○			水理学	水理学の主要部分は、流体力学にその基礎を置いているため、水の運動をニュートン流体として扱うことから始め、重要な公式には原理から応用まで幅広く例題を多用することで、管水路、開水路等の実用的な諸問題まで対応できるようになる。	1 前	40	-	○			○		○
21	○			地盤工学	土木構造物の設計及び安定計算に必要な地盤の力学的知識を習得することで、各種構造物の設計計算に応用することができるようになる。 また力学においては基礎的な知識を習得し、複雑な計算を通してこれを実際の構造物設計に応用することができるようになる。	2 前	40	-	○			○		○
22	○			鋼構造学	橋梁の種類、主要構造部の基礎知識、使用材料の性質・強度、橋の設計荷重、高力ボルトの接合方法、溶接接合の種類と計算、鋼材の継手設計等について習得させ、簡単な橋梁の設計と下部工の設計ができるようになる。	2 前	40	-	○			○		○
23	○			道路交通工学	道路技術者として必要な実務的な基礎判断能力を身に付け、計画・調査設計・事業評価・思考・維持管理等の席連を習得する。 道路の設計施工に当っては、的確な処理判断能力を習得し、実務に役立たせる。土木施工管理技士資格試験合格を目指とする。	2 前	40	-	○			○		○

24	○			環境衛生工学	衛生工学の目的、市民の健康、良好な住環境及び高度な生活条件等を保障するために必要な基本的事項を理解し、衛生上重要な役割を果たす下水道を学ぶことにより、生活環境基盤整備の一環としての下水道システムの重要性を理解する。衛生上の問題として挙げられる下水道の維持管理、水質制御、都市廃棄物の処理、水汚染及び空気汚染の防止等の生活・産業の衛生等の諸問題についての対策が考えられるようになる。	2 前	40	-	○	○	○	○
25	○			土木施工管理	土木施工管理技士試験対策として、土木全般について学習し、施工管理に必要な知識を習得する。また演習を痛して試験対策に重点をおいた学習プログラムとし、工事現場で実施・応用できるような実例・工法を学ばせ、施工管理技士試験に合格する。	1 後	72	-	○	○	○	○
26	○			河川流域環境工学	1級・2級土木施工管理技士試験「河川・砂防」「港湾・海岸」「河川法」「港則法」の過去問題を多用し指導し、設計・施工を中心に事例を挙げ、河川・港湾に関する工学的諸問題の解析手法を習得できる。	2 後	36	-	○	○	○	○
27	○			土地家屋調査	不動産表示登記に関する必要な法規及び各種申請手続きの習得。 不動産表示登記に関する登記申請書作成、その添付情報の理解。地籍測量(一筆地測量)理解向上。	2 後	60	-	○	○	○	○
28	○			土木CAD	設計製図の基礎的な知識とCADでの作図技術を身に着け、理解する。 土木分野の製図に関する基礎的な知識と設計図等を正確に読み取り、正しく、早く、美しく図面を作成する能力を身に付ける。 構造物の種類と機能、図面を正確に読み取り把握する能力を身に付ける。	1 通	98	-		○	○	○
29	○			土木実験	基礎学習としての土、骨材、セメント及びアスファルト等の物理的性質を知り、土の応用実験、コンクリート実験に関する実験をはじめ、土木開発工事における各実験についての方法、データ整理方法を学習し活用できるようになる。	2 前	80	-		○	○	○
30	○			卒業設計	構造力学、鉄筋コンクリート工学等の専門基礎科目と土木構造物の具体的関連性を理解させ、設計計算と設計図面との関連を他の構造物についても応用できるようになる。また、CAD操作での設計図面作成ができるようになる。	2 後	60	-		○	○	○
合計		30 科目			1730 単位 (単位時間)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件 :	履修すべき所定の全科目に合格すると共に、所定の卒業作品を提出し、これに合格する。また、履修期間の出席日数が規定の出席率以上であること。	1学年の学期区分	2期
履修方法 :	本校で定める授業カレンダーおよび、学科・クラスごとの時間割に則り履修する。	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。